

事例 2-④	
件 名	調剤済処方せんへの記名の取扱い
意見・要望等	<p>調剤済処方せんへの記名押印等の方法は全国で区々となっており、調剤済みの押印に薬剤師名が入っている場合でも、地方厚生局から別途薬剤師の記名を求められる場合があり、その場合、薬局での作業量が増えるため負担となっている。記名押印等の方法は全国で統一した取扱いにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">(薬局開設者)</p>
府 省 名	厚生労働省
関係法令名	<p>薬剤師法（昭和35年法律第146号）</p> <p>薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）</p>
調 査 結 果	<p>[制度の概要]</p> <p>薬剤師は、調剤（医師の処方せんに基づき医薬品の調製等を行うこと）したときは、その処方せんに調剤済みの旨、調剤年月日、調剤した薬局又は病院若しくは診療所等の名称及び所在地等を記入し、かつ、記名押印し、又は署名（自署）しなければならない（薬剤師法第26条及び薬剤師法施行規則第15条）。</p> <p>記名押印又は署名の方法については、調剤を行った保険薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印することとされている（「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日付け保険発第82号）の別紙2「診療録等の記載上の注意事項」）。</p> <p>[問題となる実態等]</p> <p>調査した13薬局では、調剤済処方せんに、薬局の名称及び所在地の記載のほか、①薬剤師名が記載された調剤済みのスタンプ、②薬剤師名の押印を行っている状況がみられた。</p> <p>今回、8 地方厚生局等（3 地方厚生局、1 地方厚生支局及び4 地方厚生事務所）において、調剤済処方せんへの薬剤師の記名押印の取扱いについて調査したところ、7 地方厚生局等（2 地方厚生局、1 地方厚生支局及び4 地方厚生事務所）では、①及び②で足りる取扱いとしているが、東北地方厚生局では、①及び②に加えて、別途、薬剤師の記名を行わなければならないとしている。</p> <p>厚生労働省は、調剤済処方せんに薬剤師の記名押印又は署名を求める目的について、調剤に最終的な責任を有する薬剤師が誰であるかを明確にするためであるとしており、このことから処方せんのいずれかに薬剤師名が記載されていれば足りるものと考えられる。</p> <p>(参考) 調剤済処方せんの交付枚数（東北地方厚生局管内） 1,597万8,823枚（平成24年度）</p>

備 考	厚生労働省は、本調査途上の平成26年7月、地方厚生局等に対し、「処方せんへの保険薬剤師の記名の取扱いについて」（平成26年7月17日）、都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、「処方箋への記名の取扱いについて」（平成26年7月10日）をそれぞれ発出し、調剤済処方せんにおける調剤済みのスタンプに薬剤師名が記載されている場合には、別途薬剤師の記名は必要ないことについて周知を図った。
--------	--